参考資料－２

「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」に関する傍聴規定

１．「北上川水系河川整備学識者懇談会・上流部会・下流部会」（以下「懇談会」という）は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長又は部会長が判断するものとする。
（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。

ア　危険な物を携帯している者
イ　張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ　酒気を帯びていると認められる者
エ　その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア　懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ　騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
ウ　鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ　飲食又は喫煙をしないこと。
オ　他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ　その他懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（６）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長又は部会長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長又は部会長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）座長又は部会長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。